

産業

<https://www.sekouya.com>

工事

計画書

平

日

会社

現場代理人

# 目 次

1) 概要	
a. 現場の状況	
b. 何かあれば……	
2) 廃棄物処理方針	
a. 排出業者（元請）の	
b. 目標の設定	
c. 廃棄物関連法規の遵	
d. 廃棄物処理計画の考	
3) 建設廃棄物の種類	
a. 安定型産業廃棄物（	で処分できるもの
b. 管理型産業廃棄物（	可能性のあるもの）
c. 特別管理産業廃棄物	
4) 建設リサイクル法への	
a. 分別解体・分別排出	サイクル法の対象工事）
b. 工事に伴って生じた	物は再資源化
5) 再生資源利用計画書・	書
a. 資源有効利用促進法	
b. 自治体においても、	多い
6) 委託業者の選定	
a. 収集運搬業者と委託	
b. 中間処理業者と委託	
7) 廃棄物処理の実施項目	
a. 管理	
b. 発生制御	
c. 協力業者の役割	
d. 職長の心構え	
e. 現場分別の徹底	

<https://www.sekouya.com>

8) マニフェスト

- a. 廃棄物の搬出の都度、交付する。
- b. マニフェスト各票の流れと役割
- c. マニフェストの流れ
- d. 建設九団体のマニフ

9) その他

- a. 廃棄物処理のポイン
- b.

10) 添付書類

- ・ 許可証
- ・ 契約書

<https://www.sekouya.com>

1) 概要

a. 現場の状況

建物構造	RC 造 11 階建
用途	身
新築・改修の区別	新
延べ床面積	4
スペース	少

b. 何かあれば…… 記入

(1)

- ・埋め戻しが完了して、土保できない。
- ・外構工事が始まる頃は、ため分別スペースは余剰など

外部足場が建たないと分別スペースが確保できない。  
 廃棄物も多く発生する。しかし外構工事の

2) 廃棄物処理方針

a. 排出業者（元請）の責任

- (1) 排出事業者（元請）は分別、保管、収集、運搬、再資源化を徹底する。
- (2) できるだけ廃棄物発生量を抑えられるよう「廃棄物処理計画」を策定する。
- (3) 3R（発生抑制・再使用・再資源化）の徹底、分別・保管方法、処理業者の選定を徹底する。

廃棄物を処理基準に従い適正に処理（分別・保管）する。  
 発生した廃棄物についてはリサイクル率を上げようとする。  
 廃棄物の発生抑制、分別、リサイクル率を向上するための分別方法を徹底する。

b. 目標の設定

- (1) 具体的な数値目標として排出原単位を **22kg/m<sup>2</sup>** に設定する。これは業界平均値である。
- (2) また、新規入場者教育などを通じて、分別方法等の徹底を協力会社に周知させる。

排出原単位を **20kg/m<sup>2</sup>**（自社の目標は排出原単位を **20kg/m<sup>2</sup>** 以下とする）に設定し、排出予測に対し、およそ 2 割強の削減目標を設定する。  
 分別方法等の徹底を協力会社に周知させる。

https://www.sekouya.com

(3) 参考 (必要に応じて入れる)

- ・建物の構造・規模・用途別 予想される廃棄物の量
- ・(社)建築業協会が毎年度発表している建物構造別・規模別・用途別の廃棄物原単位。
- ・年度により多少異なる。

構造	延べ床面積 (㎡)	事務所		集合住宅	
		発生原単位 (kg/㎡)	排出原単位 (kg/㎡)	発生原単位 (kg/㎡)	排出原単位 (kg/㎡)
RC造	1,000㎡未満	41	42	39	
	3,000㎡未満	119	33	30	
	6,000㎡未満	-	36	27	
	10,000㎡未満	18	28	19	
	10,000㎡以上	10	27	17	
	計	68	32	26	

c. 廃棄物関連法規の遵守

- (1) 廃棄物処理法、資源有効利用促進法(焼却炉解体時)など
- (2) また県外産業廃棄物事前協

クル法のほか、ダイオキシン類対策特別措置法(焼却炉解体時)など  
の条例についても確認しておく。

d. 廃棄物処理計画の考え方

- (1) 3R(発生抑制(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle))の推進を基本に検討する。
- (2) 分別に関する具体的な検討  
分別品目の検討  
分別方法の検討と周知  
保管方法の検討  
ストックヤードの確保

利用(Recycle)の推進を基本に検討する。  
分別品目の検討  
分別方法の検討と周知  
保管方法の検討  
ストックヤードの確保

3) 建設廃棄物の種類

a. 安定型産業廃棄物(安定5品目)

- (1) 廃プラスチック類
- (2) ゴムくず
- (3) 金属くず
- (4) 建設廃材(がれき類)
- (5) ガラスくず及び陶磁器くず

るもの)

b. 管理型産業廃棄物(土壌汚染等に係わりの可能性のあるもの)

- (1) 汚泥
- (2) ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類
- (3) 廃プラスチック類

https://www.sekouya.com

- (4) 金属くず
- (5) 建設木くず
- (6) 紙くず
- (7) 繊維くず
- (8) 廃油
- (9) 燃えがら

c . 特別管理産業廃棄物

- (1) 廃石綿等
- (2) 廃 PCB 等
- (3) 廃酸 (PH2.0 以下)
- (4) 廃アルカリ (PH2.5 以上)
- (5) 引火性廃油 (引火点 70 °C 以下)

4 ) 建設リサイクル法への対応

a . 分別解体・分別排出対象建築物

- (1) 新築・増築工事：床面積
- (2) 建築物の解体工事：床面積
- (3) 建築物以外の工作物の工事
- (4) 建築物の修繕・模様替え
- (5) 再資源の義務付け廃棄物

b . 工事に伴って生じた次の特定資源

- (1) 木くず
- (2) コンクリート
- (3) コンクリート及び鉄から
- (4) アスファルト

5 ) 再生資源利用計画書・再生資源利

a . 資源有効利用促進法で規定された

b . 自治体においても、規定され

https://www.sekouya.com

(の対象工事)

請負代金の額が 500 万円以上  
工事): 請負代金の額が 1 億円以上

再生化を義務付けられている。

コンクリート)

の工事について作成・保存(1年間)が

関係機関に問い合わせる。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
搬入量が次のいずれかに該当する場合に作成。	搬入量が次のいずれかに該当する場合に作成。
土砂：1,000m <sup>3</sup> 以上	建設発生土：1,000m <sup>3</sup> 以上
砕石：500t 以上	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計：200t 以上
加熱アスファルト混合物：200t 以上	

## 6) 委託業者の選定

- a. 収集運搬業者と委託基本契約を締結する。
  - ・収集運搬許可内容(収集運搬品目と収集運搬地区:廃棄物を積み込む地区と廃棄物を下ろす地区)を許可票で確認。(契約書に明記)
  - ・収集運搬業者の登録車両の確認(契約書に明記)
  - ・収集の時期、方法の確認
- b. 中間処理業者と委託基本契約を締結する。
  - ・許可内容(品目、処理方法)
  - ・処理施設、処理状況を確認し
  - ・保管場所の確認
  - ・少量だからといって持ち帰り、埋め戻し等)したら法違反となる。

## 7) 廃棄物処理の実施項目

- a. 管理
  - (1) 社内(支店、営業所)で管理する。
  - (2) 廃棄物の流れを把握する
  - (3) 管理台帳を整理(処理実績を記録・保存)する。
  - (4) 下請業者に廃棄物の流れを把握させる。
- b. 発生制御
  - (1) 分別の種類は何種類か社内で決定する。
  - (2) 分別の方法(袋、コンテナ)を決定する。
  - (3) 袋はいつ、だれが、どの袋を使用するかを決定する。
- c. 協力業者の役割
  - (1) 排出事業者(元請)に自らの排出物の種類と量を知らせる。
  - (2) 元請の分別方法を作業員に指導する。
  - (3) 少量だからといって廃棄物を分別しない。
  - (4) 元請の指定した処理業者と連携する。
- d. 職長の心構え  
資源を大切にする 3ヶ条
  - (1) 発生抑制(Reduce リデュース)を徹底し、端材が出ないようにする。
  - (2) 再利用(Reuse リユース)を徹底し、端材を再利用する。
  - (3) リサイクル(Recycle リサイクル)を徹底し、端材は分別し、リサイクルへまわす。
- e. 現場分別の徹底  
産業廃棄物は、「混ぜればゴミ」、「分ければ資源」となり処理コストは大幅に低減される。  
現場では、次にあげる 8 品目位に分別し、最終処分地まで指定した「マニフェスト伝票」を発行し、管理する。

(1) 廃棄物の品目、分別の仕方

- ・ 木くず
- ・ 紙くず
- ・ 廃プラスチック
- ・ 廃石膏ボード
- ・ ガラス及び陶磁器くず
- ・ 金属くず
- ・ がれき類
- ・ 混合廃棄物

(2) 分別の 5 つのポイント

分別の精度を上げるため、石膏ボードとダンボールは分別に迷ったら、勝手に分別せず、塗料や溶剤の空き容器は、弁当くずや空缶、空ビン、

濡らさない。  
より確認する。  
て処理する。  
持ち帰る。

8) マニフェスト

a. 廃棄物の搬出の都度、交付する

- ・ 元請のだれが、何時、どこで
- ・ 行き先指定のマニフェストの

(原則はその都度現場で確認)  
( )

いつ (排出日)

なにを (品目)

どの位 (量)

だれが (収集業者)

どこから (現場名)

どこの (処理業者名)

どこまで (処理施設名)

どんな処理 (処分方法) 及び

予定)

を記入して収集運搬業者が

運転手は氏名を記入して

<https://www.sekouya.com>



b. マニフェスト各票の流れと役割

マニフェスト	流 れ 方	役 割 分 担
A	排出事業者の控え	排出事業者の廃棄物引渡し確認用
B1	排出事業者 運搬受託者 処分受託者 運搬受託者の控え	運搬受託者の運搬終了確認用
B2	排出事業者 運搬受託者 排出事業者	排出事業者の運搬終了確認用
C1	排出事業者 運搬受託者	処分受託者の処分終了確認用
C2	排出事業者 運搬受託者	運搬受託者の処分終了確認用
D	排出事業者 運搬受託者	排出事業者の処分終了確認用
E	(最終処分受託者かを受けて)排出事業者 排出事業者	排出事業者の最終処分終了確認用

受託業務終了日からの送付期限

事業者	マニフェスト	送付先
運搬受託者	B2	運搬受託者
処分受託者 (中間処理業者の場合)	C2	運搬受託者
	D	排出事業者
	E	最終処分業者

期限	送付先
30日以内	排出事業者
30日以内	運搬受託者
記載された2次マニフェストの最終処分業者から返送	排出事業者

交付日からの送付期限

マニフェスト	送付先
B2	排出事業者
D	排出事業者
E	最終処分業者

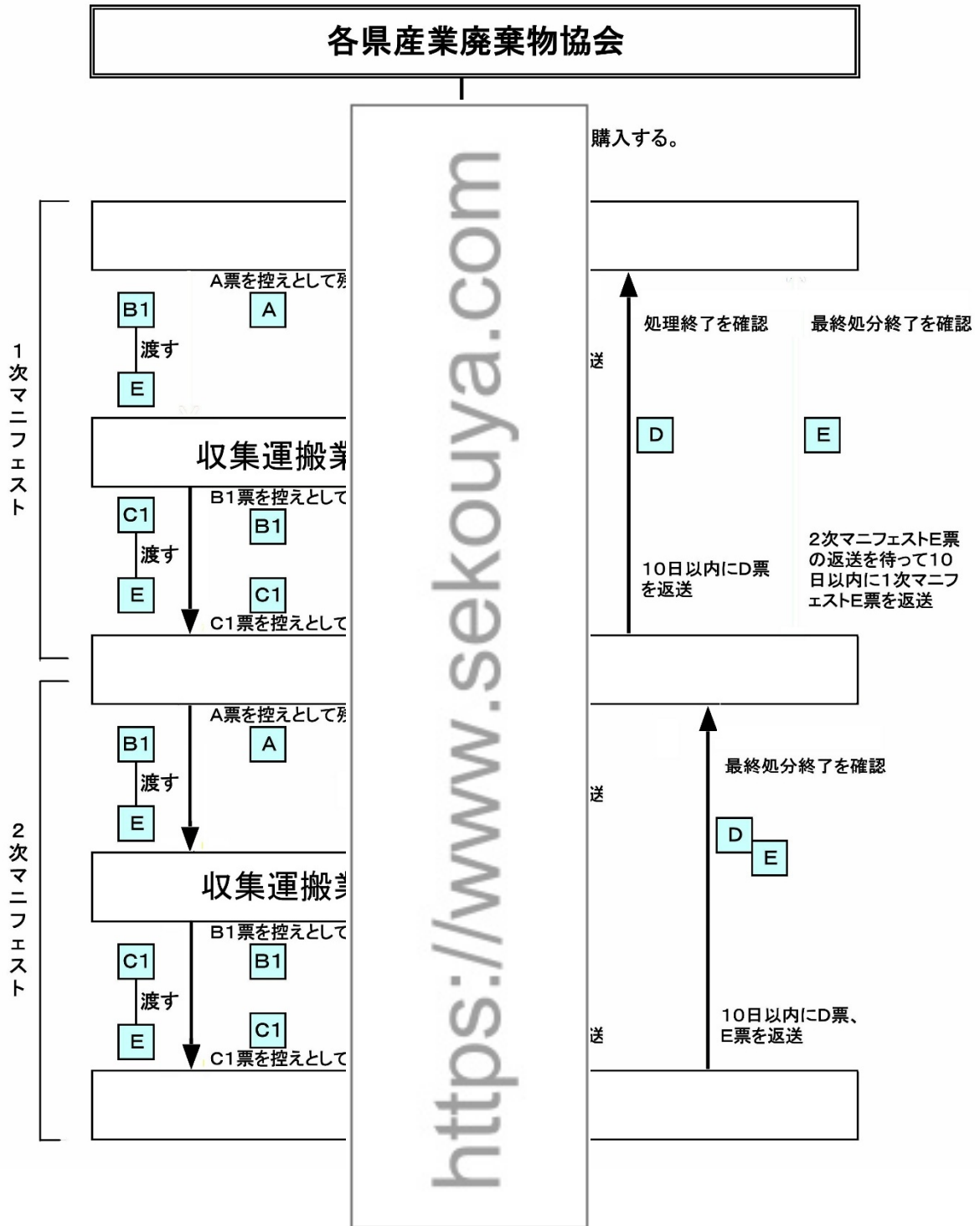
特別管理産業廃棄物	送付先
60日	排出事業者
30日	排出事業者

マニフェスト受領

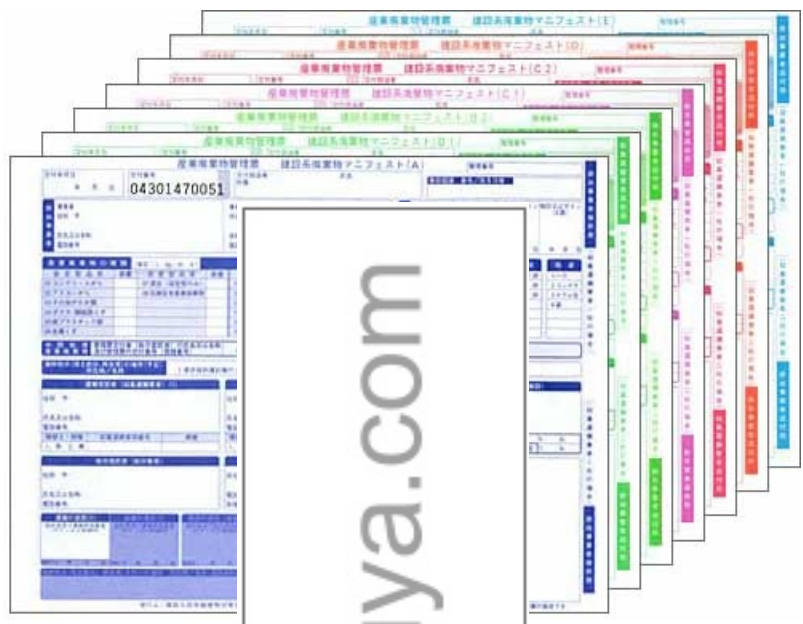
事業者	マニフェスト	保存期間
排出事業者	D	処分受託者 5年間
	E	
運搬受託者	C2	
処分受託者	C1	

https://www.sekouya.com

c. マニフェストの流れ (必要に応じて)



d . 建設九団体のマニフェスト（必要に応じて）



9 ) その他

a . 廃棄物処理のポイント

- ・ 廃棄物処理計画の基本は 3R
- ・ リサイクル率の向上を念頭に
- ・ 実践する協力会社への分別
- ・ 廃棄物の分別・保管にあたり
- ・ 県外産業廃棄物事前協議制度

を行う。

の確保が前提となる。

について、あらかじめ確認しておく。

b . 家電リサイクル法

- a . 洗濯機、エアコン、テレビ

4 品目

10 ) 添付書類

(1) 許可証

- ・ 産業廃棄物収集運搬業の許
- ・ 産業廃棄物処分業許可証
- ・ 会社、施設の概要など

(2) 建設廃棄物処理委託契約書

(3) 経路図

(4) 処分場概要図